

# Weekly Report

第633号  
令和4年1月11日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和4年1月から適用となる主な税制

**◎電子帳簿保存法の見直し**……電子帳簿等保存(電子的に作成した帳簿書類をデータ保存)や、スキャナ保存(紙で受領・作成した領収書等を画像データで保存)について、事前承認を不要とし、要件を緩和するなど手続きが簡素化されます。また、請求書や領収書等をメールで受領する場合など取引情報の授受をデータで行う「電子取引」は原則、一定要件の下でデータのまま保存する必要があります(令和5年まで紙による保存も容認する経過措置あり)。

**◎退職所得課税の見直し**……役員等以外としての勤続年数が5年以下である方が退職手当等の支払を受けた場合の退職所得金額について、退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分は、1/2課税が適用されません。

**◎セルフメディケーション税制の見直し**……一定の取組(健診や予防接種等)を行う方で、特定の医薬品の購入費用が1万2千円を超える場合に適用できるセルフメディケーション税制について、対象医薬品が拡大します。また、令和3年分の確定

申告から「一定の取組」の証明書類は添付不要となりました。

**◎ふるさと納税の申告に係る添付書類**……ふるさと納税について確定申告をする場合、令和3年分から寄附先ごとの受領証に代えて、特定事業者(指定を受けたふるさと納税の仲介サイト)が発行する年間寄附額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

**◎自動車税環境性能割の軽減措置の終了**……自動車を取得した際、燃費性能等に応じて課税される環境性能割について、自家用乗用車に対する1%軽減措置が令和3年末で終了となり、税率が変わります。

## 給与所得者の確定申告(還付申告)について

令和3年分の所得税の確定申告は、本年2月16日～3月15日までとなります。

大部分の給与所得者は確定申告をする必要はありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与以外の所得(退職所得を除く)が20万円超の方などは確定申告をする必要があります。

また、確定申告が必要ない方でも、医療費が10万円(所得200万円未満の方は、その5%)を超える場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財に損害を受けた場合の雑損控除などを適用して還付を受けられる場合は還付申告を行います。

なお、還付申告については、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。

## 1月は税務事務が集中・お早めにご準備を

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も含む)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。

※以上の提出期限は全て1月31日(月)です。